

## 長野市公告式条例の一部を改正する条例（案）要綱

総務部文書情報管理課

事項	説明					
1 改正の理由	本市の公告式を見直すことに伴い、改正するもの					
2 改正の内容	<p>(1) 条例の公布の方法を次のとおり改める（第2条、別表関係）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">改正前</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">公布する事項を市役所及び支所の掲示場に掲示する方法</td><td style="padding: 5px;">公布する事項を、インターネットを利用して掲載とともに、市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、市役所の掲示場に掲示して行うことができるものとする。</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) その他条文を整備する。</p> <p>(3) 長野市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正（附則第3項関係）</p> <p>(4) 長野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（附則第5項関係）</p> <p>(5) 長野市都市公園条例の一部改正（附則第7項関係）</p> <p>(6) 長野市自転車等の適正利用の促進に関する条例の一部改正（附則第9項関係）</p>		改正前	改正後	公布する事項を市役所及び支所の掲示場に掲示する方法	公布する事項を、インターネットを利用して掲載とともに、市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、市役所の掲示場に掲示して行うことができるものとする。
改正前	改正後					
公布する事項を市役所及び支所の掲示場に掲示する方法	公布する事項を、インターネットを利用して掲載とともに、市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法。ただし、災害その他やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、市役所の掲示場に掲示して行うことができるものとする。					
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。					
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁議の決定	8月6日 8月19日				

## 長野市印鑑条例の一部を改正する条例（案）要綱

地域・市民生活部市民窓口課

事項	説明				
1 改正の理由	印鑑登録を行った印影等の管理方法（以下「管理方法」という。）を見直すことに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 管理方法を次のように改める（第6条関係）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紙及び磁気ディスクをもって 調製し、保管する方法</td> <td>磁気ディスクをもって調製 し、保管する方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 長野市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正（附則第3項関係）</p>	改正前	改正後	紙及び磁気ディスクをもって 調製し、保管する方法	磁気ディスクをもって調製 し、保管する方法
改正前	改正後				
紙及び磁気ディスクをもって 調製し、保管する方法	磁気ディスクをもって調製 し、保管する方法				
3 施行期日等	令和8年1月1日から施行する。				
4 審議状況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td>8月 6日</td> </tr> <tr> <td>(2) 序議の決定</td> <td>8月19日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	8月 6日	(2) 序議の決定	8月19日
(1) 法規審査委員会の決定	8月 6日				
(2) 序議の決定	8月19日				

長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び長野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

総務部職員課

事 項	説 明
1 改正の理由	地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正及び職員が取得できる休暇に子育て部分休暇を加えること等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>ア 休暇の種類に子育て部分休暇を加える。</p> <p>イ 職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、次の(ア)又は(イ)に掲げる範囲内のうちいずれかの範囲内で子育て部分休暇を請求できるものと定める。</p> <p>(ア) 1日につき2時間を超えない範囲内</p> <p>(イ) 1年につき規則で定める時間を超えない範囲内</p> <p>ウ 子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない期間については、給与を支給しないものと定める。</p> <p>(2) 長野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>法の一部改正により部分休業の取得方法が拡充されることに伴い、当該拡充された部分休業（以下「第2号部分休業」という。）に係るこの条例において規定すべき事項について、次のように定める。</p> <p>ア 第2号部分休業の承認は、原則として1時間を単位として行うこと。</p> <p>イ 第2号部分休業に係る取得可能な時間数の上限は、1年につき、正規職員にあっては77時間30分、非常勤職員にあっては当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とすること。</p> <p>(3) 長野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（附則第3項関係）</p> <p>(4) 長野市職員の給与に関する条例の一部改正（附則第4項関係）</p> <p>(5) 長野市立学校職員の給与に関する条例の一部改正（附則第5</p>

	項関係) (6) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（附則第6項関係）
3 施行期日等	令和7年10月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 8月 6日 (2) 庁議の決定 8月 19日

## 長野市市税条例の一部を改正する条例（案）要綱

財政部市民税課  
財政部資産税課

事項	説明								
1 改正の理由	地方税法の一部改正及び名寄帳の写しの交付に係る手数料を見直すことに伴い、改正するもの								
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 公示送達の方法を次のように改める（第7条関係）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公示事項を市役所及び支所の掲示場に掲示して行うものとする。</td> <td>公示事項をインターネットを利用して掲載するとともに、次のア又はイのいずれかの方法により行うものとする。 ア 公示事項を市役所の掲示場に掲示する方法 イ 公示事項を市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 所得割の納税義務者が特定親族（当該納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（当該納税義務者の配偶者等を除き、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、特定親族特別控除として、当該納税義務者の前年の総所得金額等から地方税法に定める控除額を控除するものと定める（第19条関係）。</p> <p>(3) 土地名寄帳又は家屋名寄帳の写しの交付に係る手数料を次のように改める（第73条の2関係）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1枚につき 300円</td> <td>1納税義務者1年度分につき 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例について定める（附則第15条の2の2関係）。</p>	改正前	改正後	公示事項を市役所及び支所の掲示場に掲示して行うものとする。	公示事項をインターネットを利用して掲載するとともに、次のア又はイのいずれかの方法により行うものとする。 ア 公示事項を市役所の掲示場に掲示する方法 イ 公示事項を市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法	改正前	改正後	1枚につき 300円	1納税義務者1年度分につき 300円
改正前	改正後								
公示事項を市役所及び支所の掲示場に掲示して行うものとする。	公示事項をインターネットを利用して掲載するとともに、次のア又はイのいずれかの方法により行うものとする。 ア 公示事項を市役所の掲示場に掲示する方法 イ 公示事項を市役所に設置したパソコンの画面に表示し、閲覧できる状態にする方法								
改正前	改正後								
1枚につき 300円	1納税義務者1年度分につき 300円								

3 施行期日等	(2) 及び(3) については令和8年1月1日から、(4) については同年4月1日から、(1) については地方税法等の一部を改正する法律に掲げる規定の施行の日から施行する。	
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 序議の決定	8月 6日 8月 19日

## 長野市子どもの権利条例（案）要綱

## こども未来部こども政策課

事項	説明				
1 制定の理由	子どもの権利を保障するための基本的な事項を定め、市の責務並びに保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者の役割を明らかにし、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すことを目的とし、制定するもの				
2 条例（案）の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 基本理念について定める（第3条関係）。</p> <p>(2) 市の責務並びに保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者の役割について定める（第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条関係）。</p> <p>(3) 意見表明及び参加について定める（第10条関係）。</p> <p>(4) 子どもの居場所づくりについて定める（第11条関係）。</p> <p>(5) 子どもの育ちへの支援について定める（第12条関係）。</p> <p>(6) 安心・安全な環境づくりについて定める（第13条関係）。</p> <p>(7) プライバシーの保護について定める（第14条関係）。</p> <p>(8) 子育て家庭への支援について定める（第15条関係）。</p> <p>(9) 虐待、いじめ、差別等への取組について定める（第16条関係）。</p> <p>(10) 相談等について定める（第17条関係）。</p> <p>(11) 長野市子どもオンブズパーソンの設置、職務等について定める（第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関係）。</p> <p>(12) 国、県、関係機関等との連携について定める（第25条関係）。</p> <p>(13) 子どもに関する計画の策定について定める（第26条関係）。</p> <p>(14) 広報及び啓発について定める（第27条関係）。</p> <p>(15) 財政上の措置について定める（第28条関係）。</p>				
3 施行期日	公布の日から施行する。ただし、(11)については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。				
4 審議状況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td>8月 6日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁議の決定</td> <td>8月 19日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	8月 6日	(2) 庁議の決定	8月 19日
(1) 法規審査委員会の決定	8月 6日				
(2) 庁議の決定	8月 19日				

## 長野市学校給食費条例（案）要綱

教育委員会事務局保健給食課

事 項	説 明				
1 制定の理由	学校給食法の規定に基づき本市が実施する学校給食に係る学校給食費の徴収等に関し、必要な事項を定めることに伴い、制定するもの				
2 条例（案）の内 容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 学校給食費及び教職員等給食費（学校給食費に相当する額として、学校給食を受ける教職員等が負担すべき費用をいう。）（以下「学校給食費等」という。）の徴収について定める（第3条関係）。</p> <p>(2) 学校給食費の減免について定める（第4条関係）。</p> <p>(3) 学校給食費等に係る遅延損害金の徴収等について定める（第5条関係）。</p>				
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。				
4 審 議 状 況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td>8月 6日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁 議 の 決 定</td> <td>8月19日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	8月 6日	(2) 庁 議 の 決 定	8月19日
(1) 法規審査委員会の決定	8月 6日				
(2) 庁 議 の 決 定	8月19日				

長野市立公民館条例及び長野市交流センターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例（案）要綱

## 教育委員会事務局家庭・地域学びの課

事 項	説 明				
1 改正の理由	長野市立芋井公民館を廃止すること及び長野市芋井交流センターを設置すること等に伴い、改正するもの				
2 改正の内容	<p>(1) 長野市立公民館条例の一部改正（第1条関係）          ア 長野市立公民館から長野市立芋井公民館を除く。          イ 指定管理者に管理を行わせる長野市立公民館から長野市立芋井公民館を除く。</p> <p>(2) 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）          長野市芋井交流センターを長野市大字桜 600番地49に設置するものと定める。</p> <p>(3) 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条関係）          長野市芋井交流センターの位置を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野市大字桜 600番地49</td> <td>長野市大字桜 824番地3</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	長野市大字桜 600番地49	長野市大字桜 824番地3
改正前	改正後				
長野市大字桜 600番地49	長野市大字桜 824番地3				
3 施行期日等	令和8年4月1日から施行する。ただし、(3)については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。				
4 審議状況	<table> <tr> <td>(1) 法規審査委員会の決定</td> <td>8月 6日</td> </tr> <tr> <td>(2) 庁議の決定</td> <td>8月 19日</td> </tr> </table>	(1) 法規審査委員会の決定	8月 6日	(2) 庁議の決定	8月 19日
(1) 法規審査委員会の決定	8月 6日				
(2) 庁議の決定	8月 19日				

## 長野市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）要綱

上下水道局営業課

事項	説明				
1 改正の理由	災害時等に上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定をする者以外の者に給水装置に係る工事等を行わせることができる特例を設けること及び水道料金に係る遅延損害金の額の算定方法を見直すことに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	<p>主な内容は、次のとおり</p> <p>(1) 長野市水道事業給水条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>ア 災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長が指定をした者等に給水装置に係る工事を行わせる必要があると認めるときは、当該指定を受けた者等に当該工事を行わせることができるものと定める。</p> <p>イ 水道料金に係る遅延損害金の額の算定方法を次のように改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>督促状で指定した期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき料金に法定利率を乗じて得た額に相当する額とする方法</td><td>納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき料金に法定利率を乗じて得た額に相当する額とする方法</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 遅延損害金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものと定める。</p> <p>(2) 長野市公共下水道条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長等が指定をした者に排水設備に係る工事等を行わせる必要があると認めるときは、当該指定を受けた者に当該工事等を行わせることができるものと定める。</p> <p>(3) 長野市農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正（第3条関係）</p> <p>排水設備に係る工事等について、(2)と同様の改正を行う。</p> <p>(4) 長野市戸別浄化槽の管理に関する条例の一部改正（第4条関係）</p> <p>排水設備に係る工事等について、(2)と同様の改正を行う。</p>	改正前	改正後	督促状で指定した期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき料金に法定利率を乗じて得た額に相当する額とする方法	納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき料金に法定利率を乗じて得た額に相当する額とする方法
改正前	改正後				
督促状で指定した期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき料金に法定利率を乗じて得た額に相当する額とする方法	納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき料金に法定利率を乗じて得た額に相当する額とする方法				

3 施行期日等	公布の日から施行する。ただし、(1) イ及びウについては、令和8年4月1日から施行する。	
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 (2) 庁議の決定	8月 6日 8月 19日